

青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出を求める陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第 121 号

受理年月日 平成30年9月 3日

付託年月日 平成30年9月26日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠な礎であります。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取組みが様々な分野において進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされています。

もとより、青少年をめぐる問題は、大人社会の反映であり、この社会に生きる全ての大人がその責任を共有すべきものであります。

そして、青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域、その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体、その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下での国民的広がりをもった一体的な取組みが不可欠であります。

さらに、少子高齢化や人口減少が急激に進展する中で、地方創生や社会保障問題が地方のみならず、国家的な課題となる中で、青少年が果たすべき役割はいやがうえにも大きくなっています。

今こそ、国を挙げて次代を担う青少年の育成が重要かつ不可欠な時は無いと確信し、青少年健全育成基本法の制定が必要と考えるものであります。

ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するため、「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書を提出されるよう陳情いたします。